

キリスト者の社会事業実践と戦時厚生事業

——抵抗の挫折について——

I

小 倉 襄 二一

民間社会事業史の展開を主導したものは、プロテスタントによる社会事業実践であるといっても過言ではない。公的救済（扶助）の体系において、わが国では、明治以降、軍事救護や特別救護の領域を除いて、徹底した公的責任の回避がなされてきた。資本制発展にともなう社会問題の激発、「下層社会」における窮迫と惨害に陥没した国民に対して、生存権否定（被保護請求権）救助権の否認による政策がとられてきた。明治二〇年代以降のいくたびかの公的救助法案の廃滅事情にもこの間の状況はあきらかである。このような公的な救済—援助の欠落のなかで、からくも、民衆の惨害にむかって、さまざまな施策—施設の形成によって、その困苦と問題の緩和、解決への努力を担ったものが民間社会事業であった。それらは、「慈善事業」、あるいは「感化救済事業」とも称された。石井十次、留岡幸助、山室軍平など、キリスト者としての社会事業実践の巨峯の事蹟によって、明治中期より大正期を経過する民間社会事業のかたちがいめざされており、とくに同志社に学んで新島襄の直接、間接の影響によるキリスト者の社会事業の論理や実践のくつきりした主導的な系譜をたどることができる。

ここでは、キリスト教社会事業史の展開について、触れることはできないが、キリスト者の社会事業実践として、明治中期—大正期を通して定着してきたものが、小稿の主題としての昭和初年から一〇年代へ、そして戦時下において、どのような変化と挫折を経験したかという点を軸心として検討しておきたい。

竹中勝男は同志社大学の教授であって、昭和初期より、キリスト者の社会事業実践にとつては有力な理論的指導者であつた。一九三〇年（昭和五年）には、F・H スラッドの「基督教社会愛史」を新潮社より訳出し、キリスト教社会事業史についてもその社会哲学、倫理、思想の史的構造からキリスト者と社会事業実践の連結の根拠について博証による紹介を行なっている。竹中は原始キリスト教徒の神による隣人愛 (agape) の実践において、より切実に、キリスト教徒の開祖の精神と教訓に突入せるものではあるまいかと指摘し、慈善的施与 (caritas) の歴史的構造を叙述している。原理的には、カリタスは、神の愛に対する隣人の愛 (agape) に発するものであり、「おのれの如く汝の隣を愛すべし」というキリストの命令による愛は使徒パウロによれば「完全なる律法」(ローマ書二一ノ一〇)であつた。「わが兄弟よ、人みづから信仰ありと言ひて行為なくば何の益かあらん。もし兄弟或は姉妹、裸体にて日用の食物に乏しからん時、汝等のうち、或人これに、安らかにして往け、飽く事を得よと言ひて、体に無くてはならぬものを与えずば何の益かあらん。かくの如く信仰もし行為なくば死にたるものなり」(ヤコブ書二ノ一四ノ二三)、これらの聖句が、キリスト者の社会的実践の根拠である。さらに、竹中は「蓋し社会事業は究極に於て、被保護者の可能性を前提として遂行さるる限り、絶望者を対象とする事は出来ない。然るに事實は希望なき、自己の能力に絶望せる人々が被救護者の一定数を占めるのである。宗教は絶望者にも神によって与えらるる能力の希望を与うる唯一の力である。……宗教社会事業の特権を指摘して救護 (Fürsorge) に心霊の救護 (Seelsorge) を並行せしむるにありとせるは蓋し至言である」とのべている。⁽¹⁾

生江孝之も、キリスト教の一大使命として、人類をすべて、神の子とし、貧富貴賤を問わず、何人といえども、愛の隣人

における実現、相互奉仕による兄弟社会の実現という関係から除外されることなく、個人の苦痛の絶滅と社会全体の福利の増進¹⁾社会事業実践こそキリスト者の本務的な義務であり、めぐまれた特権であると述べている。こうした、キリスト教の信仰によって社会事業実践が支えられているのであるが、これらはいくまで、一般的原理にとどまるものである。こうした「原点」としての信仰的な立脚点が、一つの施策―施設や社会事業そのものに内在する論理として具現するなかで、とくに特定の個性を媒介として展開する過程が重要であることはいうまでもない。すでにあげた、石井十次、留岡幸助、山室軍平等、それぞれにこの具現の過程において、きわめて個人的な社会事業実践をみることができるのである。

たとえば、留岡幸助は、すでに一八九八年（明治三二年）十月に公刊した「慈善問題」において、「昔の慈善問題はその関係するが単に宗教と道徳のみなりしが、近世の慈善問題は、その範囲内に宗教と道徳のみに止らず、進んで学術と社会問題たるに至れり、人或は曰はん、宗教と学術は更に何等の関係する所なしと。素よりその本領に至りては、各自帰趨を異にする²⁾と雖も其目的を達する上に於ては両々相応援せざる可からず³⁾」と述べ「学術的慈善事業」という認識に達している。さらに、留岡幸助には、ハーワードの宗教的人道主義、ラスキンの芸術的宗教経済社会思想、二宮尊徳の報徳思想などがキリスト教信仰と共存し、キリスト教信仰によって、これらの「思想」を深化し、社会事業実践の原動力たらしめようとするユニークな立場があった。留岡幸助は「社会問題」に関心をもち、島田三郎、片山潜、安部磯雄らと「社会問題研究会」に参加し、六合雑誌にも社会問題についての研究論説も発表している。しかし、ここで、留岡は安部磯雄、村井知至、片山潜のといった社会主義への傾向をとらず、自由主義的社会事業としての地歩を進んで、その理想主義的キリスト教的改良思想の実践化につとめた。⁴⁾明治期の慈善事業としての社会事業実践におけるキリスト教信仰と社会問題の対応にとって、このことは重要な意味をもってくる。

安部磯雄は、明治三四年に発刊された、わが国でもっとも開拓的業績としての「社会問題解釈法」（明治三四年四月、東京

専門学校出版部)において、慈善事業に多くのスペースを費して、そのつよい関心をしめしつつも、「……現社会の組織を改めずして、慈善を為すは恰も人を傷つけて之に薬を与ふるが如きものなり。薬を与ふるは善し、然れども人を傷つくることを為さざれば薬を与ふるの必要もなきなり。世の慈善事業を以て社会問題を解せんとするもの何ぞ其れ之と相似たるや。貧民救助のこと頗る善し、然れども更に進んで貧者懸隔の由て来る処を探り其弊害を未萌に拒くことを得ば、世焉ぞ復た慈善事業なるものを要せんや。余は慈善事業を以て社会問題解釈の第一法としては之を納れん。然れども斯くの如き姑息法を以て社会の疫病を根本的に治療し得べしとは断じて信ずること能はざるなり」とのべている。⁽⁵⁾ 留岡幸助の、⁽⁶⁾「貧富相和して財宝生ず」という労資協調的な思考とははっきりと分岐している。この分岐と屈折はたんに安部磯雄と留岡幸助の特に限定された見解の差異というようなものではなくて、キリスト者の社会事業実践における「現実認識の構造」にかかわる根本的な主題でもあったのである。

小塩力氏は、キリスト教と社会事業の関係を「ともかく目の前に病み疲れたものがたおれておる。だから何とかせねばならない。その根本によこたわる、政治や経済の故の、さらには人間性そのものの罪性からくる欠陥を衝くところまではいけなくても、これをほっておいては相済まないという気持」としてとらえ、「今日その制限を知って、これを愚かともみならず人があっても、歴史的には意味があったと思います」と述べている。さらに隅谷三喜男氏とともに、キリスト者の社会事業実践が、主観的にも客観的にも意味をもち、プロテスタント教会の役割は重要であり、戦後の「福祉的な仕事」にまで、よかれあしかれリーダーシップをとったこと、さきの安部磯雄の分岐とかかわって、社会主義が弾圧されたときにも、社会事業だけはずっと続いて、大正期から昭和期に及ぶこと、教会が社会主義から遠ざかったただけ社会事業に熱心になったともいえる⁽⁷⁾と発言している。

こうした骨ぐみから、ただちに昭和期におけるキリスト者の社会事業実践の問題に入ることは不可能であるが、共通して

指摘できる点は、キリスト者の社会事業実践が明治—大正期を通して、わが国の権力機構や体制において果たした役割についての現実認識がきわめて脆弱であったことである。吉田久一氏は、英国と日本との対比において、英国慈善事業はキリスト教的慈善と啓蒙的博愛の止揚の上に成立したが、日本慈善事業は輸入概念のような形態をとり、したがって、国家権力から打出される公的救済に対してもまだ批判的立場をとれなかったことを、プロテスタントとブルジョア・ヒューマンイズムの未発や近代的自我の挫折、強烈な弾圧体制などの諸条件とともに指摘している。さらに吉田久一氏は、明治二、三〇年代に、社会事業実践をヒューマンイズムの角度からとりあげたのはプロテスタントであったが、その代表者、留岡幸助には三〇年代にこそ大いにみるべきものがあつたが、つぎの四〇年代にはすでに報徳運動を通じて限界をつけて行く、大正デモクラシー期の市民的ヒューマンイズムの上に、社会事業の社会連繫（ソーシャル・ソリダリティ）の理念が持込まれるが、それは国民化しなかつた、という⁽⁷⁾。この背景には多くの論者の指摘する日本の近代化とプロテスタンティズムの複雑な屈折がそれぞれに投影しているが、昭和期への連繫としてさらに権力への癒着—一つの制度—施策への具体的な受益をとめないつつ深化したものとして天皇制の問題がある。「優渥なる皇室の御仁慈なくしては彼等私設社会事業は到底よく今日の発達を遂げることはできなかつたであろう」（生江孝之）ということ、森有礼の暗殺事件、内村鑑三の不敬事件に象徴される明治二〇年から三〇年代以降のキリスト教の試煉期においても、キリスト教社会事業をふくむ民間の慈善事業に天皇（皇室）よりの下賜金が支出されている。たとえば、岡山孤児院に対しては、一九〇四年（明治三七年）に二〇〇〇円、一九〇五年（明治三八年）より十年間一〇〇〇円の下賜、一九一〇年（明治四三年）には一五〇万円の下賜によって恩賜財団済生会が設立された。一九二一年（大正一〇年）には東宮成婚にあたり一〇〇万円を社会事業助成に、一〇〇万円を貧児保護に下賜などが状況の一斑である。下賜金の問題は、キリスト者の社会事業実践の物的基盤がどのようなものによって支えられていたかを物語っている。公的に当然の助成はほとんど期待されず、一般よりの寄金も寥々たるものであり、仁恤主義的なこうした皇室よりの下賜金につ

いて依存するようなかたちでは、天皇制—現人神—神格化されたものへの抵抗を喪失した順応を結果することになる。絶対主義天皇制—天皇の赤子という慈恵性にかえられていく—絶対主義の内容は富国強兵である。天皇制への順応—批判の不在—したがって、絶対主義にキリスト教社会事業がとらえられることは、社会事業の近代化にとっての自己放棄でさえあった。⁽⁸⁾

留岡幸助にみられる「学術的慈善事業」への志向や安部磯雄の鋭い慈善事業の限界指摘などもあったが、それぞれに、妥協や分岐して、キリスト者の社会事業実践をきびしく自律するかたちで信仰をささえ、しかも日本の風土に積極的に定着するような状況把握の枠組は成立しなかったといつてよい。キリスト者の社会的実践の個人的—個人的なすさまじいまでの能動性の発揮(山室暲平と救世軍の社会事業実践などはみられたが、そこに、資本制発展の構造から規定される対象者の要求や実態についての的確な認識や、キリスト者の社会事業実践の分担すべき領域や限定についての正確な設定などが困難であった。そのため、個性化としてとらえるかぎりでは、それぞれに意味と評価に値するすぐれたキリスト教社会事業でありながら、その組織化や、他の私設—民間社会事業の働きに対して、そのようなキリスト者の能動性が及ぼす効果、役割については明確なみとおしをもちえなかった。このようなキリスト者の社会事業実践の「体質」が、昭和期における、とくに戦時厚生事業体制下において、もっとも非人間的な惨害につきおとされた対象者に直面しながら、キリスト教と社会事業をむすびつける「原点」さえも放棄して、ほとんどなんらの主体的な「抵抗」を形成しえなかった要因と考えていいのではないだろうか。

- (1) 竹中勝男「基督教の社会哲学と社会事業」『社会事業』第十九卷、第二号、一九四〇年、五八頁—六三ページ
- (2) 生江孝之著『日本基督教社会事業史』一九三二年(教文館刊)一一二ページ
- (3) 留岡幸助著「慈善問題」序文二二頁—二三頁・竹中勝男著『日本キリスト教社会事業史』一九四〇年(中央社会事業協会社会事業研究所刊)一六三—一六四ページ

- (4) 竹中勝男著『日本基督教社会事業史』一六二—一六三ページ
- (5) 安部磯雄著『社会問題解決法』一九〇一年(東京専門学校出版部刊)一三三—一四ページ

- (6) 『近代日本とキリスト教—明治篇』一九五七年（基督教学徒兄弟会・創文社刊）三一九—三三〇ページ
 (7) 吉田久一著『日本社会事業の歴史』一九六〇年（預章書号刊）三一九ページ
 (8) 吉田久一著・前掲書、三一七ページ

II

キリスト者の社会事業実践の組織化や社会問題把握の枠組形成への努力が皆無であったというのではない。キリスト教社会事業の連絡統一及び研究機関が大正一〇年代以降につくられている。生江孝之は、米騒動以後の急速な社会事業の拡充、とくに公営社会事業が増加し社会事業が単なる個人的処遇より、更に広く大衆的社会的処遇を目的に至ったこと、キリスト者の行う社会事業対象の個人的より社会的なるものへの転換をしめしていること、多数のキリスト者が一般社会事業団体内に介在して一職員として其の使命につとめるものが増加したことなどがキリスト者の社会事業実践の連絡、統一、研究機関の設立を促進したファクターと考えている。⁽¹⁾

中央社会事業協会や、各府県社会事業協会、全日本私設社会事業連盟の結成（一九三二年・昭和七年七月）などの一般的な動向とともに、各種のキリスト者の社会事業組織がうまれている。その名称と事業を列挙する。(1)基督教社会事業者懇話会（一九三三年・大正十二年創立）、当初、東京方面のキリスト教社会事業者の主なる人びとをあつめ、一五〇名（昭和六年）、留岡幸助が委員長であり、信仰の涵養と共励の場、研究、調査連絡の役割をになった。(2)全国基督教社会事業協会（一九二七年・昭和二年）、大いなる精神的団結をうたって、（一九二五年・大正一四年）全国基督教社会事業大会の決議により結成した。信仰の充実、相互の連絡調査、研究、事業の奨励などを目的とする。(3)日本組合基督教社会社会部（一九一九年・大正八年設立）、社会問題、社会事業に関する調査研究を行い、適当なる社会施設を実施することを目的とする。事業内容は、一、社会問題

及び社会事業の研究調査、二、出版物の編纂、三、講演、講習会の開催、四、本会に関係、縁故ある社会事業団体の連絡及び後援、五、社会改善運動に対する応援、六、男女青年団体の連絡及び諸運動、七、労働者の慰安及び向上に関する運動、巡回図書館の設置などである。生江孝之によれば、このことは、先駆的、先見の明があったとしており、キリスト教が個人的救護と教会自治に全力を注入していたとか、社会問題、社会事業への関心がすくなく、伝道とも無関係とするような風潮あり、むしろ、社会の問題に関心をもつものは、危険人物として教会より敬遠されるといった有様であったところへ、組合キリスト教会に社会部を設けた意味は大きいといっている。芹野与太郎、牧野虎次、八浜徳三郎などが委員としてあげられている。(4)日本メソジスト教会社会局(一九二七年・昭和二年)、①教会内社会事業の計画と実行、②事業の経営、共営、③友誼団体と共同して政府または議会へ建議、④社会事業、矯風事業への援助、(5)日本バプテスト教会社会部(昭和二年)、(6)日本基督教会社会局(一九三〇年・昭和五年)、社会問題に対して、教会の干与すべきものにあらずと比較的之に無関心であった研究と社会運動の後援、キリスト教社会事業—社会運動についての調査、報告、廃娼、禁酒運動への援助などであった。

こうした国内の組織化を背景として、一九二八年(昭和三年)三月末より四月初旬にエレサレムで開催された世界各国のキリスト者代表二〇〇名が合同した国際会議はきわめて重要なものであった。日本の基督教連盟は、日本産業界に対しキリスト教の立場と改善を計るべき諸点、二、教会に於ける産業界とキリスト教会との交渉関係、三、教会が産業界のために尽すべき領域、四、産業に関する思想上の指導と教会の責任、五、産業界の諸運動と教会の位置、六、ヨーロッパの思想がわが産業界に及ぼしている善悪の影響の論点について討究した。その結果、一、生活を保障すべき最低賃金の確立、二、婦人、小児労働の現状の改善、三、雇者、被雇者の関係の改善、四、失業者の救済、五、疾病に関する保障、六、貧乏の防止、七、労働者子弟の教育、八、禁酒、九、公娼廃止、十、健全なる娯楽機関の設備、十一、工場の地方分散主義、などであつ

た。鵜崎辰五郎、久布白落美ら八名の委員がエレサレム会議に出席し、帰朝後、昭和三年に全国協議会をもった。エレサレム会議において、*「異常なる新生命」*にふれて帰り、宣言書を発表した。社会事業実践や社会問題に対する箇所としては、

(一)、社会上、思想上の諸問題及び其の影響に對して、基督者の主張態度を明確にするため適當の機関により之が対策を講じ社会信条を提唱するの必要を認むること、(二)、産業は人の為に存し、人は産業のために存せず、産業を人道化するは、今日の急務にして、基督者の重大なる使命の一と認むること、(三)、社会風教の振作（廢娼、禁酒）に對し、更に基督者の攻勢的態度を奨励し、且つ健全なる輿論の喚起のため尽力することなどを採択している。

生江孝之によれば、エレサレム会議のわが国キリスト教会に對する反映は、一は神の国建設運動であり、他は社会問題、社会事業に對する基督者の覺醒であると評価している。

この一新紀元を劃したことのあらわれとして、全国基督教協議会に對する建議として、「我邦の現状に鑑み、我等基督の主義精神を社会制度經濟組織の上に実現せしむるの急務なるを認む、よつて之が實現に必要な社会信条の制定を日本基督教連盟に望む」という項目が採択され、田川大吉郎と生江孝之が役員としてその作成にあたり、一九二九年（昭和四年）に連盟として決定している。「日本基督教連盟社会信条」といわれるものである。戦時下の体制への推転の直前、とくに、昭和四年は、山本宣治が、暴力団七生義団員黒田保久二に慘殺され、四・一六の日本共産党の一斉検挙、横浜ドック職工六〇〇〇名のストライキも、小作争議、農民暴動の爆發、張作霖の爆殺らの決定的な戦時体制への転回点であった。救護法が成立したが、田中内閣の総辞職のため、実施のめどもたたず、方面委員、社会事業関係者の激しい「救護法実施促進運動」の動きだす気配のあらわれるなど物情騒然たる時期であった。こうした緊迫した「危機」に直面して、この社会信条はとにかくキリスト者の社会—社会事業実践の筋みちをとおすための綱領としての意味をもち、すくなくともキリスト者としては、この姿勢の持続、さらには、一歩、ふみこんだ、抵抗への意識を繋留すべき拠点としてとらえてみなくてはならないであろう。

全文を次にかかげておく。

日本基督教聯盟社会信条

我等は神を父として崇め人類を兄弟として相親しむ基督教的な社会生活を理想とし、基督によって示されたる愛と正義に融和とを實現せんとする者である。我等は一切の唯物的教育、唯物的思想、階級的闘争、革命的手段による社会改造を排し、又反動的強圧にも反対し進んで基督教々育の拡張を計り、身を以て社会問題の解決に当らんとする士人の、我等の間より多く出現せんことを祈るものである。

我等は社会の組織体の中に、基督の生命を活かし、之によりてのみ当今の悩みは救わるべしと主張し、且つ富は神よりの受托物として、神と人との為に捧ぐべきものと信ずる者である。

此の理想に基き我等は左の条項を主張する

- 一、人の権利と機會の平等、
- 二、人種及民族の無差別待遇、
- 三、婚姻の神聖、貞操に対する男女同等の責任、家庭生活の保護、
- 四、女子の教育、社会、政治、及産業界における位置の改善、
- 五、児童人格の尊重、少年労働の禁止、
- 六、日曜日公休法の制定（賃銀の支給を予期す）、
- 七、公娼制度の廃止、及之に類する營業の徹底的取締、
- 八、国民的禁酒の促進、
- 九、最低賃銀法、小作法、社会保険法、国民保健に関する立法の完備と施設、
- 十、生産及消費に関する協同組合の奨励、
- 十一、傭人、被傭人の間に適當なる協同機關の設置、
- 十二、労働者教育の普及徹底、合法的労働時間の制定、

十三、所得税及相続税の高率的累進法の制定、

十四、軍備縮少、仲裁々判の確立、無戦世界の實現、

以上の、前文ならびに十四項目である。⁽²⁾ ややプログラムが無秩序に混在しているようではあるが、キリスト者の一つの到達点としての共同綱領とみていいのではないか。同時期に、基督教社会問題協議会（昭和四年）が創立されている。目的は規約によると「基督教徒の立場より、現代の日本に在る諸種の社会問題を研究調査するを以て目的とす」といつている。一九三〇年（昭和五年）第二回の協議会では迫つてゐる危機を予感したように、⁽³⁾「今は日本を挙げて不安の時代から、動搖の時代となり、更に恐怖の時代ともなうとしてゐる。此社会相に直面してゐる吾等基督教者は之を凝視するのみでなく、其現在と將來に対して眞実な解決と救済の道を見出さねばならぬ」と決意を表明してゐる。この第二回の会合（昭和五年、十月二〇—二一日）では、失業問題、思想問題、農村問題、互助救済の諸問題がとりあげられ、社会民衆党々首として、安部磯雄、内務省社会局の川西実三、東大教授那須皓、大衆党顧問として高橋亀吉、当時日本女子大教授であつた生江孝之、賀川豊彦、杉山元治郎らが講師及び指導者として出席した。主催者は基督教社会問題協議会、日本基督教連盟社会部、神の国運動社会部、日本基督教青年会同盟が名をつらねてゐる。幹事として、海老沢亮、小崎道雄など、委員には竹中勝男、生江孝之、も参加してゐる。⁽³⁾

こうした傾向を集約して、生江孝之は次のごとく「将来への展望」を提起した。要約すると(1)社会の情勢の急激な変転、階級対立の激化、失業問題、貧困の深刻化、まことに血みどろの世相である。キリスト者の社会事業実践も、もはや従来の如き、單純なる社会事業のみの力では社会問題の解決には役立たない。「即ち社会事業は今までの主として臨床的、事後的なる活動より更に突き進んで社会組織そのもの今日社会事業の活動を必要ならしめてゐる現象の困つて来る其の根本原因にまで肉迫して其の剔扶改変を目的する積極的な社会運動にまで進出しなければならぬ」(2)キリスト教は社会事業実践に

において「現代社会組織—資本主義組織の欠陥に対して彼等の攻勢的態度を宣明して来たことは事実」であるが、これは、全体としてのキリスト教会そのものの態度ではなく、むしろ比較的少數の進歩的分子の運動にすぎないのである。キリスト者の社会事業実践は、主として、社会から分離した個々人の生活にのみ極限している傾きがある。しかも教会の或る部分では、今なお、個人の靈魂を宗教的に救い得れば、社会は自ら改善されるとの信念の下に個人的救霊を専らとして、多くは他を省りみない状態にある「宗教の真義が決して之等によってのみ完うせらるるものではないと云うことも少しく今日の時相を直視するものには、忽ち明らかなることではなからうか」とのべている。

次の指摘はさらに明確に一つの到達点をしめすものとして重要である。キリスト教の階級的性格—「不知不識、被圧迫無産階級の抑圧懐柔手段に利用されて来た」から、「資本主義的に其の爛熟期に達し本来の素質が遺憾なく曝露せられた今日の社会情勢に於ては、如何に守旧的な教会と雖も最早よろしく封建的信徒を捨て、其の旧きドグマを揚棄して所謂被圧迫階級たる無産階級大衆の解放のために深甚なる関心を有ち、更に進んで之に参与するの覚悟を決めることこそ基督教的社会正義の示命ではあるまいか。之は決して徒らに時代に迎合することではない。基督若し二十世紀の今日に再来せられたらんに救霊の大事業と共に恐らく自ら障頭に立って不幸なる無産大衆のために闘ひ給ふこと疑ひなきところであらう」といっている。きわめて率直な決意の表明といつてよい。その外、明治いらいの慈善事業を指導したのはキリスト者の社会事業実践であり、今こそ「第三の転換期」に臨んでいること。さきにも紹介したが、キリスト教社会事業がキリスト教教団の、あるいは有力なるキリスト教的指導者のもとに構成された団体によってきたのであるが「近来一般官公社会事業の激増と一面私営基督教社会事業の経営に経済的困難なる事情が生じて来たところから、一般基督教徒が各個人として官公の事業組織、その他の大団体内に入り込んで、従来宗教的要素の乏しかったそれらの事業の中に基督教の信仰を通して自己の使命を行はんとするものが多くなったことである」このことは「限りなき社会的不安動揺の時代に於ては、特に献身的、犠牲的、基督教

徒が社会活動の凡ゆる方面に進出し、各々熱き愛と堅き信仰とを以て、形式的仕事に内容を盛り、死せる事業に活力を与え、夫々の立場に於いて最善を尽し、真の基督教の生ける福音を伝えることであって、実に教会は一步先じて街頭に進出したものと云へよう」とむすんでいる。⁽¹⁾

これらの生江孝之による集約は、さきの「社会信条」や基督教社会問題協議会の動向を背景としたキリスト者の社会事業実践における「時代の良心」というべきであり、留岡幸助、安部磯雄らによって主導されてきたキリスト者の社会問題把握の枠組のもっともすぐれた部分の継承—展開というべきであった。

吉田久一氏はこうした生江孝之の立場を社会運動思想が中心であるが、彼には長い実践的体験とキリスト教的愛と近代史的感覚がある。これはいうまでもなく大正デモクラシーの系譜である。昭和初期においても態度を変えず、革命的社会主義をとらず合法的社会運動で社会事業を自己の立場とした。彼には観念的色彩もこいが、現実的視野からの問題提起や市民的ヒューマニズムに基づく社会事業観は、満洲事変以降も態度を変えていないと評価している。⁽⁴⁾ここに紹介した生江孝之の発言は、もはや「観念的」といった評価をこえて、キリスト者の社会事業実践の核心にふれる問題提起であり、その意味では一つの「原点」として、すでに基督教社会問題協議会のメンバーによって予感されていた「恐怖の時代」にむかってキリスト教社会事業家が「攻勢的に死守すべき」拠点を提示したものとといえるのではないだろうか。

(1) 生江孝之著『前掲書』二八三—四ページ

(2) 生江孝之著『前掲書』二九五—六ページ

(3) 基督教社会問題協議会『現代社会問題対策講演集』一九三一年・七五—六ページ

(4) 吉田久一著『前掲書』二八一—二ページ

注(一) 生江孝之は社会問題として、廓清問題、禁酒問題、結核問題、精神病問題、各種の児童問題、女子労働問題、失業問題、住宅問題、釈放者保護問題及び貧民問題という分類をしている。解決策としては、まず、社会共同的連帯責任をあげ、この観念の終局は「社会正義の領域以外」には進出しないという。そこで、愛を基調とせざる限り、社会問題は解決できない。キリスト者は「立法運動、物質保護運動」への参加とともに、愛の運動として特別

の使命をになうと考へ、私設社会事業の独自性を強調している。(『基督教年鑑』一九一九年・五―七ページ)

III

生江孝之の提示した「拠点」も、キリスト教会全体の「挫折」によって徐々につきくずされていく。隅谷三喜男氏の指摘されるように一九三一年(昭和六年)満洲事変がおこつて、それに対する態度決定を迫られるということになると、基督教連盟は大分後退しつつも平和恢復を希求するという声明を出す。ところが、一九三七年(昭和十二年)、日中戦争の勃発にあうと、途端に腰が砕けて、連盟常議員会は、一九三七年(昭和十二年)七月には、「非常時局に関する宣言」を発表し「今次事変に際し我等は政府声明の趣旨を体し、協力一致、奉公の誠を効さんことを期す」と無戦世界の実現」といった「社会信条」のかかげた条項はどこかへすつとんでしまう。さらに、一九三七年(昭和十二年九月)「支那事変ニ関スル声明」を発表。「謹ミテ聖旨ヲ奉戴シ、東亞ノ安定ヲ確保セシメ、日支提携、共榮ノ実ヲ挙グルニ至ルマデ堅忍持久、以テ艱難ノ克服ニ努メントス、吾等ハ此際、軌ヲ一ツニシ、進ンデ国民精神総動員ノ舉ニ参加シ、吾等ノ精神作興運動ヲ強化シテ聊カ報国尽忠ノ誠ヲ致サンコトヲ期ス」というところまでいってしまふ。久山康氏は、この戦時下の「異常さ」を、資本主義の崩壊期の現象として、自由主義に代つて抬頭した偏頗なファッショニズムの狂奔するなかで、擬似宗教化した天皇制が一切の尺度となつて、無茶苦茶な弾圧が行われ、抵抗運動は全く身の危険を覚悟することなしには不可能だったと要約している。キリスト者自体の主体性については、一九二五年(大正十四年)の植村正久、昭和五年の内村鑑三の逝去、キリスト教社会事業では留岡幸助が一九三四年(昭和九年)、山室軍平が一九四〇年(昭和十五年)に永眠している。生江孝之のような少数の発言者はあつたが「キリスト教会の指導者の凡庸化」、「大正の文化主義の浸透で教会全員の大勢は柔弱になつていて現実との対決を強行する力をもつていない」、「さらに昭和初頭の社会的キリスト教(SCM)の運動を非福音的として一面的に弾き出し、コ

ンミュニズムを単純に唯物論、無神論に立つ迷妄として批判することによって、自ら提出した社会問題からも目をそむけた教会には、社会科学の指し示すような侵略戦争に対する認識は存在しなかった。そこで、天皇制の擬似宗教化と無法な統制弾圧には神経を痛めながらも、反共をスローガンに進撃する軍国主義者に対しては、抵抗する原理も力も殆んどもたなかった」と考えられている。

キリスト教社会事業をふくめて、昭和六年に「全日本私設社会事業連盟」が結成されている。（第十三回社会事業統計要覧によれば、当時、公設社会事業施設数は二六三九、私設社会事業施設数は三九二〇に達している⁽²⁾）キリスト者の社会事業実践をふくめてキリスト教自体の抵抗の根拠の喪失とともにこうした組織のなかで社会事業界自体のうちに進化した「内部崩壊」の状況をあとづけてみたい。

その一つのあらわれは、「日本社会事業研究会」一九三七年（昭和十二年）の結成である。その趣意書によれば、社会事業が国策の線に沿う一翼としての重要な国家的役割を課せられていること、「洪水の如き貧困者群に圧倒せられ、徒らに退嬰現状維持に終始せんとする消極的な傾向に墮しつづあり」、「……微力を尽して、斯の不徳なる我が社会事業の現状刷新を企図すると共に、更に明日の我が国社会情勢の推移に対処して、一層其の積極且つ適正なる強化発展の為に備ふべく、社会事業報国の熱意に燃え、斯業革新の意気に溢るゝ同好の士の来って共に協力せられんことを希望して已まないものである。」という熱っぽいものであった。（日本社会事業研究会は、昭和三年、三火会として結成、昭和十二年、日・社・研と改称、改組した）。昭和十二年の規約では「本会は我が国社会事業の革新と其の正しき進展に協力せんとする熱意ある者を以て会員とす」と定め、(1)社会事業の理論並に技術の調査研究、(2)社会事業国策の研究、(3)社会事業の発展に必要な運動、(4)印刷物の刊行、資料の頒布などを事業とした。

この組織がいったい何を企図したかという点、キリスト者の社会事業実践をふくめて、明治—大正期、昭和初期に至る社

会事業の展開を徹底的に「転形—改編」せよという主張なのであった。「日本社会事業研究会」——一九四〇年（昭和十五年）九月二十一日付の「提唱」は次のごとくいう。「自由主義思想の温床に誕生し、資本主義機構の思想に発達し来れる日本社会事業は、刻下邦家未曾有の革新過程に際し、断乎旧態を改編し、新体制の一翼として、前線統後の厚生対策に将又東亜民族福祉に敢然推進する為め、其の名称を『国民厚生事業』と改むると共に、即時朝野官民相糾合して『日本社会事業新体制準備会』を組織せんことを提唱する」というきわめて、時局迎合というより、積極的に転形を推進しようというかたのものであった。

その内容としては、社会事業を「国民厚生事業」へと整備革新するのであり、日本社会事業研究会編者による「日本社会事業新体制要綱」——国民厚生事業大綱——によると、「吾々の称ふ、国民厚生事業とは、大政翼賛、万民輔翼の皇道精神に立脚して全国民を、其一人々々が天業を扶翼し奉るに叶ふが如き精神的・肉体的条件をそなへた立派な国民——人的資源として確保し育成することを目的とする事業である⁽³⁾」という発言であきらかである。社会事業の歴史的——構造的な独自性と自律性を放棄して、高度厚生国家の建設、東亜民族厚生指導確立という二点の一環を担当すべきものと構想する。一般国民の生活安定ならびに体位の保持、増強、要保護者の人的資源としての保護育成、国防—産業資源の保持培養、東亜諸民族の厚生対策の樹立と指導啓蒙、欧米人の不当なる社会政策—文化施策の犠牲となりし諸民族の解放などが目的内容として列挙されている。

さらに、「国民厚生事業は特定の社会において、その成員が、完全なる集団生活を営み得るよう厚生指導する部分的又は全体的勢力である⁽⁴⁾」として、その基本カテゴリーをこまかく確定している。集団生活は、一君万民の思想のもとに日本国家が渾然一体、一億一心の生活を持し得る基調としての、それぞれ家族生活、団体生活、国民生活、協同生活（東亜協同体の理念は、日本民族を中核として、血縁的に且つ地縁的に結合されたる東亜民族の協同生活を具現することである！）。キリスト者の社会事業実践を粉砕する論理としては、「即ち、新体制下の国民厚生事業は、最早在来の如き、博愛人道主義乃至は社会運動主義に

依って指導せらるる自由主義的慈善救済事業ではなく、大政翼賛の理念の下に、成員の福利厚生を図り……」という箇所に集約されている。⁽⁵⁾ さきのキリスト教連盟の各種の声明、その姿勢とあわせて、「抵抗」の放棄、不在が如実にしめされている。この中では、私営事業の整理がうたわれ、在来の私営事業は可及的官公に奉還せしめ、若しくは委託経営の方法に転換すること、わが国内には多数の欧米人経営の社会事業が存在し、国民が其の恩恵を受けつつあるの観を呈していることは、国民精神宣揚の上からも頗る遺憾なりと言わざるを得ない。依って外国資金による外人経営の施設に付いては可及的速かに之を官公に接收することとし、残存私営事業施設団体らは「私設国民厚生事業団」（仮称）を組織して、統制することなどという提案さえなされている。奉還や接收の対象がキリスト者の社会事業に在ることはいうまでもない。⁽⁶⁾ その他、各般の領域にわたって、徹底的な改組・改編の企図がなされている。こうした「日本社会事業新体制要綱」の策定に参加した人びとの中に、有力なキリスト教社会事業の理論的指導者や、キリスト教社会事業施設の経営者が相当数参加していたという事実を忘れることはできない。まさに、生江孝之の立脚点からみれば、全くの抵抗の挫折どころか、キリスト者の社会事業実践の苦闘にみちたつみあげを一挙に葬り去るような自殺行為といふべきであった。

日本社会事業研究会の主なメンバーとしては〔東京都会〕磯村英一（東京市港湾局）井上哲男（中央融和事業協会）、谷川貞夫（共励館、愛隣園）、浦辺史（中央社会事業協会研究所）牧賢一（東京市厚生局）松本征二、福山政一、天達忠雄、重田信一（以上中央社会事業協会研究所）、松島正儀（東京育成園）〔大阪部会〕林文雄（四恩学園）浜田光雄（大朝社会事業団）吉村敏男（大阪自彊館）竹中勝男（同志社大学）竹内愛二（神戸女子神学校）中村遙（大阪水上隣保館）丸山博（大阪医大）松尾純雄（大毎社会事業団）古田誠一郎（聖ヨハネ学園）大阪部会は日本社会事業新体制要綱案研究に参加したメンバーである。

これらのメンバーのなかには、すでにのべたように有力なキリスト者としての社会事業理論や実践のリーダーが参加していた。とくに新体制要綱の案文の研究に加わった関西側の人びとが重要である。

たとえば竹中勝男（同志社大学）は「救護中心の社会事業が国民生活の確保刷新、人的資源の保護育成といふ如き積極的な活動目標を掲げ、民族協同体の強化とその文化的上昇を企図するものにまで改組されやうとして居る。」と提起し、厚生事業（die Wohlfahrtspflege）とらう用辞の紹介を行なつてゐる。「厚生」（Wohlfahrt）とは個人や集団の経済上、保健上のみでなく、その精神的倫理的状態をも含むところの安寧、幸福を意味し、これに保護あるいは指導（Pflege）という社会的契機をもった語を結び付けた概念としている。歴史的に厳密な考証、とくにワイマール憲法における「厚生」（福祉）の検討、A・ザロモン、H・シモンなどの厚生事業概念を経て、厚生事業が国民的貧窮の防止、一切の要救護性の止揚と保護、労働者階級の生活標準の確保を目指す公共的、国民的厚生事業の可能性としてとらえている。そのためには、厚生事業は思想的には一つの世界観を必要とすると考えている。「竹中勝男は……昭和初頭プロテスタント的社会倫理や社会改良、または社会主義から社会事業を考えたのであるがそれがいかにして彼の厚生概念に連続するかという説明を与えていない。」といわれるが、昭和十六年の「基督教研究」所収の「厚生事業の世界観的基礎」においては、ヨーロッパにおける社会事業の史的展開を分析することにより、最終的には、ナチス・ドイツの厚生事業への親近をしめしつつも、私的厚生事業―個人的直接的なる内部性の認識においてその客体に接触し、その機能を發揮する領域の確認を行なっている。しかも「厚生」における思想的世界観的潮流として、幸福（Glück）または快楽（Lust）の哲学的体系、竹中によれば、厚生は最高善として、また最高の価値として人間の努力の動機、目的として感情であり、倫理の歴史において、快楽主義（Hedonismus）として考えられるものであるといっている。こうした抑制―厳密な思考がありながら、時局の発展に対応すべき国内の新事態による促進は、「厚生問題」（昭和一九年）に所収の「厚生事業の日本の展開―決戦下の新課題に対処して」において、「生活協同体」「人的資源の確保」「国民協同体の分枝としての個人」「赤子としての臣民」といったカテゴリーをつらねて、個的な、キリスト教社会事業の論理や実践をふくむ社会と個人の関係、要救護性に積極的意味を求めようとする最低限度の抵抗

も不在となり、皇室の仁慈、一君万民的発想が全面を蔽うようになる。

竹中の厚生事業理論は、客観姿勢の急速な変化、とくに、高度国防国家の建設、ファシズム、臨戦体制への傾斜のなかで、厚生省の新設、一九三八年（昭和十三年）とその後の社会事業の変質に集中表現される一連の動向に規定されていた。竹中の理論はその状況の加速に役立ったことはいなめない。国家総動員の第一条における「国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」こと、陸軍は近衛内閣（昭和十二年六月）組閣にあたって、健民健兵、国民体力の向上のための新省設置を建議し、新設の厚生省は戦時下の国民生活の統制と人的資源の確保、戦争遂行のための機関としての性格をつよめていく。内務省社会局の伝統から「国民福祉の増進」についての側面も全く無視されたのではないが、一名称も「保健社会省」として当初は提起された一頑迷固陋な枢密顧問官にとっては「社会」ははなはだ不穩当であり、書経や左伝によって、「厚生」という古色蒼然たるコトバがえらばれたともいわれる。これは、たんに名称の問題ではなく、キリスト教会事業の論理や実践をも内包した社会改良主義的な要素が完全に払拭されたことを意味するのである。

「日本社会事業新体制要綱」といった設定で、キリスト者自身が明治いらいの社会事業実践の歴史と成果をみずから手で庄殺しようとしていた。これに対して大河内一男氏は、当時の発言として社会事業の「生産的なもの―生産力拡充への積極的寄与」という枠組を強調し、厚生事業的発想に近接しながらも、次のように、「私設社会事業」の意義をとらえている。「私設事業は官公に比して数多くの優れたものを蔵している。まさに『私設』であるということの故に、パイオニア的使命をもっともよく果しうる。官僚機構に於ける下からの創意性の欠如、または、真の意味におけるヒューマニズムを精神とする『社会事業家』の欠如は、ただ私設社会事業の領域に於てのみ免れることが出来るであろう」とまでのべている。社会事業が統制経済の進度の強化により、さまざまな国家の規制をうけるが、私設社会事業の特殊の地位は無視してはならない。さらに私設社会事業は、全社会事業活動の前衛部隊ともいべきものであって、この前衛部隊が社会事業活動の専門家とし

て、どのような社会的情熱と科学的分析力とをもって事に向うかはその背後のすべての社会事業の動向を左右するものだとさえいいきっている。大河内一男氏は、社会事業における人的資源と生産力拡充への積極的寄与とは、生産的自覚によって従来の「経済秩序外的存在」たることを止揚し、経済統制機構の展開にとつては、不可分の積極的な構成要素に転化することを意味した、ファナティックな、厚生事業の迎合的論理ではなく、社会事業の新しい自覚として、// 伝統的な精神主義の過重や消極的な「暗さ」を清算し、社会事業に // 健康な明るさと前望的な視野 // を付与するものとして把握されている。そして、私設社会事業の領域から、即ち官僚ではなく「社会事業家」の「下からの」創意を得ての活動の裡から、こうした作業がなしとげられることによって、真に革新的なものとなることが出来るであろうとむすんでいる。

『厚生』とは何よりも庶民生活の厚生でありその物的生活の保証及び改善の問題である⁽¹⁾、奔流のような戦時下の社会事業の変貌のなかで「厚生」というコトバには、それぞれの視角からの解釈と、内容をあたえていける弾力性があるという前提に立って、戦時下の私設社会事業の意味と、人間破壊と権利侵害に対する抵抗の根拠をあざやかにしめたと云えよう。戦時社会政策の強制—統制—劃一主義に対して、革新的—弾力的なるものを私設社会事業にこそ求めようとする積極的評価さえもうかがえるのである。さきの、「日本社会事業研究会」の提起した自爆的な社会事業の論理と実践、私設社会事業 // 奉還論 // とは雲泥の差がある。

大正デモクラシー期に大きく揺らぎながらも、それぞれの拠点において、愛と祈りの社会事業実践がそだち、昭和初期の、SCM運動や、社会事業と社会科学の相互関連や浸透があり、社会事業技術の移入、定着も自律的に構築されつつあった。すくなくとも、さきに紹介した生江孝之が昭和六年の段階で集約した論理や「社会信条」のラインが、ファシズムの荒れ狂う直前に形成されていたのであるが、この結果は残念なことになりきわめて少数のキリスト者の支持をうるにとどまった。そして十分な影響を波及することができないばかりか、一部のキリスト教社会事業家みずからが迎合的に戦時厚生事業の方向に

むかって「自己解体」をとげようとしたのである。キリスト者の語るべき必然性をもった抵抗のコトバがたとえ社会科学者としての大河内一男氏によって語られ、こうした「自己解体」―抵抗の挫折へのアンチ・テーゼとしてつよく提起されていることをみいだしていべきコトバもないのである。

- (1) 『近代日本とキリスト教』大正・昭和篇・三二八―三三二ページ
- (2) 中央社会事業協会『日本社会事業年鑑』昭和十四・五年版六四ページ
- (3) 日本社会事業研究会編著『日本社会事業新体制要綱』一九四〇年・一〇〇―一〇二ページ
- (4) 『日本社会事業研究会編著』前掲書』四ページ
- (5) 同、『前掲書』九ページ
- (6) 同、『前掲書』四四―四五ページ
- (7) 竹中勝男「厚生事業の世界観の基礎」『基督教研究』一九四一年・第十八卷第二号一ページ
- (8) 吉田久一著『前掲書』二八一ページ
- (9) 岸勇「厚生省の成立と発展」(講座『社会保障3、社会保障制度の歴史』一九五九年・至誠堂刊所収)
- (10) 全日本私設社会事業連盟『総動員体制下に於ける社会事業』一九四〇年・三〇―三五ページ
- (11) 大河内一男著『戦時社会政策論』一九四〇年(時潮社刊)三五八ページ

VI

キリスト者の社会事業実践として、私は救世軍の果した仕事を追っているが、明治―大正のガス灯や人力車、赤レンガの風情や香気をもつこの「ドンドコ宗」にとっても、戦時下はおそろしい「受難の刻」であった。天皇制とキリスト教社会事業の密着が、抵抗不在の一つの根拠としてさきに紹介したが、救世軍はその「典型」でもあった。とくに、山室軍平は、つねに日本の国体との調和をはかり、皇室と宮内省の信用を得、下賜金もうけた。武田清子氏のいう「現人神とみなされる天皇

をも相対的な人間の次元におき、それらを超越する唯一絶対者たる神への信仰を天皇制との苦闘を通して確立しえたものと、天皇制のもとに飼い馴らされるものにキリスト教を矮小化したもの」ということになれば、救世軍は、飼い馴らされるとまではゆかないまでも、矮小化、体制への迎合をそれほど抵抗感なしに行なってきたことはたしかである。日中戦争のちに、救世軍は北支の石家荘に救世軍報国茶屋を設けて出征兵にサービスを行なったりした。一方、昭和十一年には、救世軍士官、山中豊吉、岡田甚吉らによって、英国万国本営よりの独立運動がおきている。「日本人たる以上は、ロンドンに対する義理立てよりも、皇祖皇宗の御遺訓を奉ずること道であらねばならぬ」という考え方で、救世軍内の仮面をバクロするというさわぎになった。天皇制との密着と救世軍独立運動の論理が直結していることは注目される。このさわぎのなかで、山室は心身ともに疲れはてるが、彼の死の訪れた一九四〇年（昭和十五年）に入ると『平民の福音』が、反国体、不敬の許すべからざる著書として、第七五回帝国議会で弾劾されることになった。吉屋信子氏は、「あれほどキリスト教と天皇制、国家との調和を計り人には『山室は抜け目なき者』と評された軍平にもはからざる千慮の一失があった。……（同年三月十三日に軍平は昇天した）十七日の葬儀の日、救世軍本営へ警官数人を乗せた一台のトラックがけたたましく乗り付けた。発行禁止を命ぜられた『平民の福音』の紙型を警視庁から没収に来たのだ。この悲劇は山室軍平の死を壮烈に飾るものだったかも知れぬ。彼はこれあるゆえに時局便乗の抜け目なきクリチャンの名を返上してあまりあった」といっている。⁽¹⁾ それにつづいて、同年七月には、いわゆる「救世軍事件」が起り、植村司令官と瀬川大佐が東京憲兵隊にスパイ容疑で検挙されるという事件があり、その直後の「救世団」への改称をふくめて、営々としてつづくりあげてきた救世軍の社会事業もきびしい打撃をうけることになる。私自身は、とくに廃娼運動の展開と救世軍を中心に今後、資料の整理をしていきたいが、戦時下においては、この廃娼運動も実質的な挫折をやむなくさせられる。国内でいくら公娼廃止の精力的闘いを行なっても、戦時体制の強化、派兵にともなって、海外戦地に「慰安婦」という軍隊専門移動の売春婦団^{||}戦時公娼制の公務化（吉屋信子）が大っぴら

に横行しては、国内での公娼廃滅運動をふくめて、正義人道、キリスト者の首尾一貫した「娼婦運動」はお手上げになつてしまふのである。

さまざまな局面の、事實は、事例としての、戦時下キリスト教の社会事業実践、論理についての検討はまだ不十分である。小稿の意図したことは、そのような、実践や論理において、なぜ、抵抗が挫折したり、不在であったかという論点の一因と一側面をわずかに証明しようとしたにすぎない。もともと、戦時下の「庶民」の惨害に直面し、その処遇については、悪戦苦闘したはずのキリスト教社会事業にかかわりをもった人びとの問題指摘や「抵抗」が皆無にひとしい「状況」は私にとつてはいぜんとして一つの謎であり、今後とも、この主題をめぐって発掘をつづける必要を痛感しているものである。

(一) 吉屋信子著『ときの声』一九六五年（筑摩書房刊）二六一—二七二ページ